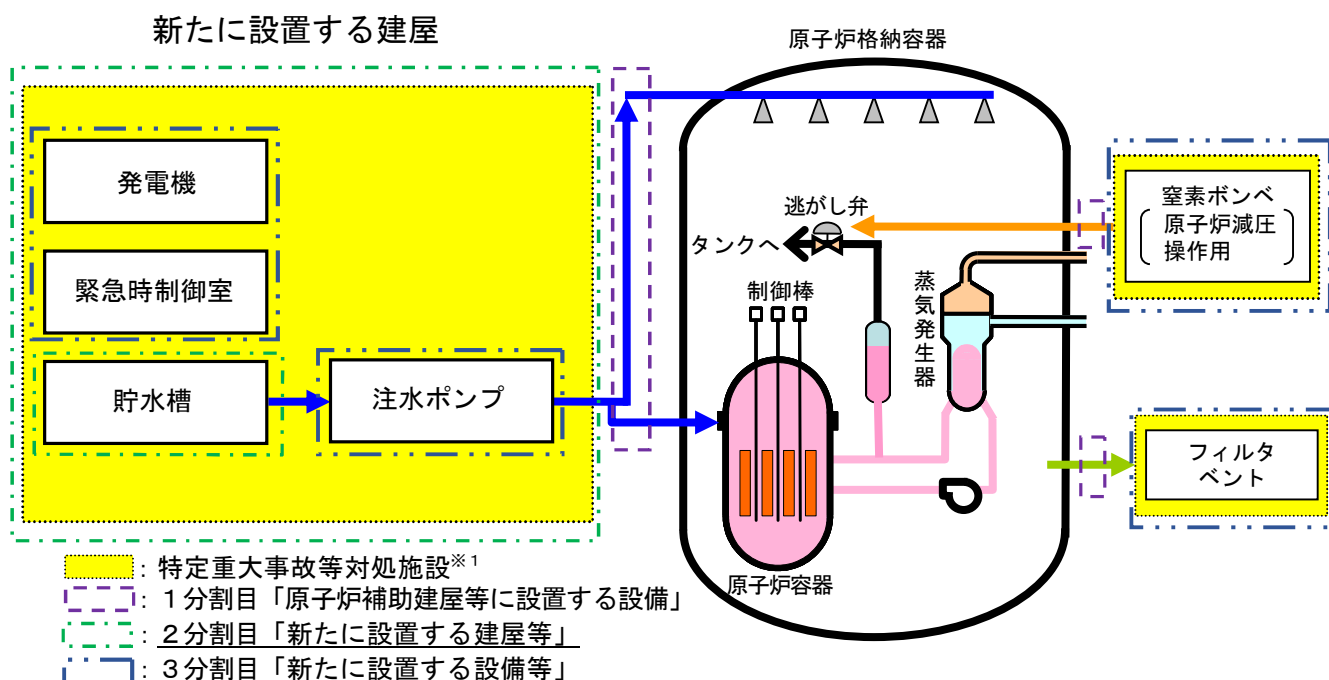


主な補正内容について

1. 川内原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請については、「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

今回、2分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、記載の適正化を行いました。



特定重大事故等対処施設の概要図

- ※1 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、平成25年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。

(参考)

特定重大事故等対処施設の設置期限※²

川内1号機：平成32年3月17日

川内2号機：平成32年5月21日

- ※2 本体施設等の工事計画認可（川内1号機：平成27年3月18日、川内2号機：平成27年5月22日）から5年